

別表

公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考基準

平成21年4月1日 制定

平成28年12月19日 改正

1 大学が求める教員像

教員の選考は、次項に規定する職名毎の資格を有する者であって、次の各号に掲げる教員像のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 常に最新の知見と情報の獲得に努め、教育及び研究に意欲的に取り組むことのできる教員
- (2) 人格に優れ、豊かな協調性を備えるとともに、高いコンプライアンス及び倫理意識を有する教員
- (3) 県立大学の意義及び役割を十分に理解し、地域発展への貢献に率先して取り組むことのできる教員

2 職名毎の資格

(1) 教授の資格

教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- ① 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- ② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者
- ③ 大学（短期大学を除く。以下同じ。）において教授の経歴のある者
- ④ 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ⑤ 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- ⑥ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(2) 准教授の資格

准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- ① (1) に規定する教授となることのできる者
- ② 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- ③ 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- ④ 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ⑤ 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ⑥ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(3) 講師の資格

講師となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① (1) 又は (2) に規定する教授又は准教授となることのできる者
- ② その他特殊な専攻分野について大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(4) 助教の資格

助教となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- ① (1) 又は (2) に規定する教授又は准教授となることができる者
 - ② 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - ③ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (5) 助手の資格

助手となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ② ①の者に準ずる能力があると認められる者

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。